

第117号議案

島根県が出資する法人等の健全な運営に関する条例の一部を改正する条例

島根県が出資する法人等の健全な運営に関する条例（平成14年島根県条例第77号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の1項を加える。

3 この条例において「調査対象法人」とは、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第152条第1項第3号及び第4項第2号に規定する次に掲げる条例で定めるものであって評価対象法人以外のものをいう。

(1) 県が資本金等の4分の1以上2分の1未満を出資している一般社団法人及び一般財団法人並びに株式会社

(2) 県がその者のためにその資本金等の4分の1に相当する額以上2分の1に相当する額未満の額の債務を負担している一般社団法人及び一般財団法人並びに株式会社

第4条第1項中「毎会計年度」を「毎事業年度」に改める。

第8条を第9条とし、第7条の次に次の1条を加える。

（経営状況を説明する書類の提出等）

第8条 調査対象法人は、毎事業年度終了後遅滞なく、経営状況を説明する書類であって規則で定めるものを知事に提出しなければならない。

2 知事は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により調査対象法人について、毎事業年度、その経営状況を説明する書類を作成し、これを議会に提出するものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。